



【 十津川村の就学前（小学校入学前）から 中学校卒業までの流れ 】



小中学校での「学びの場」＝「通常学級での学び」「**通級指導教室**※₁と通常学級を組み合わせでの学び」「**特別支援学級**※₂での学び」



※1 障害の状態に応じた特別な指導を、週1～8単位時間行う指導の場

※2 週の授業時数の半分以上の時間を、障害の種別ごとの少人数学級で、一人一人の子供に応じた教育を行う場



【表の見方：すべての子どもに関わる内容＝黒文字 特別な支援が必要と考えられる子供に関わる内容＝**オレンジ文字** 村教委や学校のみが対応する内容＝**印あり**】

内容	就学前相談（5歳相談）	8月の入学前の相談会の日程調整等					入学前の相談会	就学時健康診断（視力・聴力等検査） 特別支援学級又は通級指導教室への入級願 い（保護者↓入学先の校長） 就学通知書（村の教育委員会↓保護者）		入級申請書（校長↓村の教育委員会）	村の教育委員会で入級先の決定承認	入級決定通知書（村の教育委員会↓校長及び保護者）	小学校体験入学	小学校入学	進級毎に学びの場の継続・変更を相談	中学校入学時での入級の流れも小学校と同じ	進級毎に学びの場の継続・変更を相談	高等学校等への進学又は就職
	住民課	村教委			保育所	村教委		村教委	学校	村教委		学校	学校 村教委	学校	学校 村教委			
月	7～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	～10月	4月	～10月	4月
	入学2年前 （年中）	入学前の1年間 （年長）										小1～小5	小6	中1～中3				

◎「通級指導教室及び特別支援学級」への入級希望の際の必要書類として最新の心理所見（すこやか相談等）・情報提供書（受診時に医師に相談）が10月までに必要となる。

◎特別支援学級への入級決定者は、『特別支援教育就学奨励費補助』の制度への申請ができる。（問い合わせ先：十津川村教育委員会事務局）

